

# 外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討状況について

(平成18年6月20日)

資料4 - 1

## 1 経緯(平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議(第5回会合))

### ・法務大臣発言(要旨)

「入管当局による在留管理の在り方について、今後、見直しを行っていくことを模索しておりますが、検討すべき課題が多岐にわたっており、関係する省庁も多数である上、従来の在留管理の在り方を抜本的に変えることにもなり得ますので、これについての政府全体としての検討の枠組み作りを、是非、お願い申し上げます。」

### ・官房長官発言(要旨)

「法務大臣からご発言がありました、外国人の在留情報の把握と在留管理の問題については、ワーキングチームを設置し、検討してまいりたいと思います。」

## 2 WTの設置(平成17年7月19日 関係省庁申合せ)

### 任務

外国人登録制度の見直し等による外国人在留情報の把握・管理の強化や、外国人の就労先等による外国人の受入れに関する情報の入国管理局への報告の義務化等を通じ、外国人の利便性の向上に配慮しつつ、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築を検討すること

### 構成員

議長 内閣審議官  
構成員 内閣参事官、警察庁(企画分析課長、外事課長)、総務省(国際室長)、法務省(入国在留課長、登録管理官)、外務省(外国人課長)、財務省(監視課長)、文部科学省(学生支援課長)、厚生労働省(外国人雇用対策課長)、経済産業省(産業人材政策担当参事官)、国土交通省(危機管理担当政策調整官)

## 3 現状の問題点(ここでの議論の対象には特別永住者及び短期滞在者は含まない)

外国人の在留管理が出入国管理法(国の事務)と外国人登録法(市町村の法定受託事務)により二元的に処理されている。

在留管理のチェックが点の管理(入国審査時及び更新時)にとどまり、その間の事項の変更が適切に把握されていない

不法滞在者にも外国人登録証(在留の資格なし)が交付され、誤解を生じかねない  
在留外国人の居住・就労の実態が十分に把握されていない

- ・外国人を含む住民に対する行政サービスの担い手である市町村等の行政に支障(子弟の不就学や社会保険の未加入につき有効な対策が取りにくい など)
- ・子弟等の非行・犯罪の背景となる要因に対処する観点からも、正確な情報把握が重要

## 4 制度・運用の改善に向けた意見(ここでの議論の対象には特別永住者及び短期滞在者は含まない)

外国人登録法上、居住地変更等の場合の変更登録義務はあるが、インセンティブ(登録すると便利、しないと不便)に乏しく、十分に履行されていないとの意見

外国人登録制度は事実上市町村における外国人に係る諸行政の基礎となる台帳としての機能を有するが、制度目的は在留管理であるため、市町村から実務上の不都合があるとの意見

外国人に関する情報は多くの行政機関がそれぞれの行政目的に応じて保有しているが、「縦割り行政」のため相互照会・突合等により情報の精度を高めるという仕組みがないとの意見

居住地変更等を頻繁に行う在留外国人の就労等の実態を把握するためには本人からの変更届出を基本としつつも雇用主や教育機関等の所属先の協力を得ることが有効との指摘もあるが、現在そのための適切な仕組みが整備されていないとの意見

現在、日系人等の在留管理が活動資格での入国者の在留管理と比べて緩やかだが、その在り方を見直しはどうかとの意見

## 5 今後の検討事項(ここでの議論の対象には特別永住者及び短期滞在者は含まない)

### \* 次のような論点について今後検討を進める

外国人の在留管理については、出入国管理法により国が行い、外国人を含む住民に対する行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報把握ができるような制度にしてはどうか

外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において、合理的な範囲で情報の相互照会が可能な仕組みを構築し、情報の突合によりその精度を高めることとしてはどうか。

その他、関係行政機関の保有する情報を外国人の実態把握の実務に役立ててはどうか

在留外国人の雇用主や教育機関等の所属先にも、一定の負担(正確な情報把握のための照会制度の創設など)を補足的に求めることとしてはどうか

### その際、

- ・変更届出をすべき事項については、活動に制限のない日系人等についても、居住地や勤務先、就学先等を含むこととすべきではないか
- ・現在外国人登録制度によって管理されている日系人等の在留外国人等の住所等に関する情報は、市町村その他関係行政機関における外国人に係る行政の基礎となるものであり、新たな制度の下においても市町村等における円滑な事務処理が担保される必要があるのではないか
- ・在留中の住居地変更等については、外国人に変更届出義務を課すが、在留期間の更新の審査とリンクさせることにより、変更届出義務の実効性が確保されるのではないか
- ・在留許可を受けた外国人に対しては、在留カードを交付する(不法滞在者には交付しない)

### \* 上記の検討は、「生活者としての外国人」問題への対応に係る検討(注)と連携して進めるものとし、外国人の利便性向上にも十分に配慮

(注)「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」において検討されている

### \* 以上の検討と併せて、次のような点も議論となりうる

- ・日系人等の在留許可要件(更新許可要件も含む)の見直し